

事 務 連 絡
平成30年3月2日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（薬事審査管理班担当）

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長より食品、添加物等の規格基準の一部改正について別添のとおり通知がありました。つきましては、貴会会員への周知方お願いします。

生食発 0228 第 1 号
平成 30 年 2 月 28 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 38 号）が告示されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第 1 改正の概要

- 1 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、農薬 DCIP、農薬 EPN、農薬スピネトラム、農薬トリホリン、農薬ピラクロストロビン、農薬ピリダリル、農薬ピリベンカルブ、農薬及び動物用医薬品フィプロニル、農薬フェンキノトリオン、農薬ブプロフェジン、農薬フルチアセットメチル及び農薬メタアルデヒドについて、食品中の残留基準値を設定したこと（別紙参照）。
- 2 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、食品に残留する農薬等の成分である物質の試験法における検体部位を改正したこと。

第 2 適用期日

告示の日から適用すること。ただし、食品に残留する農薬等の成分である物質の試験法における検体部位については、告示の日から 6 月以内に限り、なお従前の例によることができ、下表の農薬等ごとに掲げる食品の残留基準値については、告示の日から 6 月以内に限り、なお従前の例によること。

農薬等	食品
DCIP	<p>ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、その他のスパイス及びその他のハーブ</p>
EPN	小麦及びメロン類果実
トリホリン	<p>米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、なす、その他のなす科野菜、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょう</p>

	<p>が、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、ホップ、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵</p>
ピラクロストロビン	<p>大豆、だいこん類の葉、チンゲンサイ、その他のあぶらな科野菜、チコリ、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他の野菜、日本なし、西洋なし、ぶどう及びその他のスパイス</p>
ピリベンカルブ	<p>いちご</p>
フィプロニル	<p>その他の穀類、かぶ類の根、かぶ類の葉、クレソン、キャベツ、芽キャベツ、きょうな、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、その他のきく科野菜、にら、アスパラガス、その他のゆり科野菜、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、ピーマン、その他のなす科野菜、マッシュルーム、その他の野菜、バナナ、その他の果実、ひまわりの種子、その他のオイルシード、その他のスパイス、その他のハーブ、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、そ</p>

	他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵、その他の家きんの卵及びはちみつ
ブプロフェジン	すいか、メロン類果実、まくわうり及びびわ
フルチアセットメチル	とうもろこし

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- (2) 今回残留基準値を設定するトリホリンとは、農産物にあつてはトリホリンとし、畜産物にあつてはトリホリン及び酸性条件下で抱水クロラールに変換される代謝物の和とする。なお、改正前の残留の規制対象は、トリホリンのみとしている。今回の改正に当たり、農産物については残留の規制対象に変更はない。
- (3) 今回の改正から、ピラクロストロビンの残留基準値については、「その他のあぶらな科野菜」から「たかな」を除くこととし、「たかな」には、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- (4) 今回の改正から、ピラクロストロビンの残留基準値については、「その他の野菜」から「ずいき」、「もやし」及び「れんこん」を除くこととし、「ずいき」、「もやし」及び「れんこん」には、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- (5) 「干しぶどう」に設定されているピラクロストロビンの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除としている。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (6) 今回残留基準値を設定するピリベンカルブとは、農産物にあつてはピリベンカルブ及び代謝物 B【メチル=[2-クロロ-5-(Z)-1-(6-メチル-2-ピリジルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバメート】をピリベンカルブに換算したものの和とし、魚介類にあつてはピリベンカルブとする。なお、改正前の残留の規制対象は、ピリベンカルブ及び代謝物 B をピリベンカルブに換算したものの和としている。今回の改正に当たり、農産物については残留の規制対象に変更はない。
- (7) 今回残留基準値を設定するフィプロニルとは、農産物にあつてはフィプロニル、畜産物にあつてはフィプロニル及び代謝物 B【(±)-5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ- α , α , α -トリフルオロ-p-トルイル)-4-トリフルオロメチルスルホニルピラゾール-3-カルボニトリル】をフィプロニルに換算したものの和とする。なお、改正前の残留の規制対象は、フィプロニルのみとしている。今回の改正に当たり、農産物については残留の規制対象に変

更はない。

- (8) 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているブプロフェジンの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除としている。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (9) 「干しぶどう」に設定されているブプロフェジンの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除としている。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認する。

2 試験法関係

検体から試験に用いる試料を採取するに当たっては、別に規定する場合を除き、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成 17 年 1 月 24 日付け食安発 0124001 号部長通知）の第 1 章総則の 4. 試料採取に従うこと。

3 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬フェンキノトリオンに係る新規農薬登録並びに農薬スピネトラム、農薬トリホリン、農薬ピラクロストロビン、農薬ピリダリル、農薬ピリベンカルブ、農薬ブプロフェジン、農薬フルチアセットメチル及び農薬メタアルデヒドに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

別紙

DCIP(殺線虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
ばれいしょ	●	0.1
さといも類 (やつがしらを含む。)	●	0.1
かんしょ	● 0.02	0.1
やまいも (長いものをいう。)	●	0.1
こんにゃくいも	●	0.1
その他のいも類	●	0.1
だいこん類 (ラディッシュを含む。)	●	1.0
だいこん類 (ラディッシュを含む。)	●	1.0
かぶ類の根	●	1.0
かぶ類の葉	●	1.0
西洋わさび	●	1.0
クレソン	●	1.0
はくさい	● 0.3	1.0
キャベツ	●	1.0
芽キャベツ	●	1.0
ケール	●	1.0
こまつな	●	1.0
きょうな	●	1.0
チンゲンサイ	●	1.0
カリフラワー	●	1.0
ブロッコリー	●	1.0
その他のあぶらな科野菜	●	1.0
ごぼう	●	1.0
サルシフィー	●	1.0
アーティチョーク	●	1.0
チコリ	●	1.0
エンダイブ	●	1.0
しゅんぎく	●	1.0
レタス (サラダ菜及びちしゅを含む。)	●	1.0
その他のきく科野菜	●	1.0
たまねぎ	●	1.0
ねぎ (リーキを含む。)	●	1.0
にんにく	●	1.0
にら	●	1.0
アスパラガス	●	1.0
わけぎ	●	1.0
その他のゆり科野菜	●	1.0
にんじん	●	1.0
パースニップ	●	1.0
パセリ	●	1.0
セロリ	● 0.7	1.0
みつば	●	1.0

DCIP(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のせり科野菜	●	1.0
トマト	● 0.02	1.0
ピーマン	●	1.0
なす	● 0.02	1.0
その他のなす科野菜	●	1.0
きゅうり (ガーキンを含む。)	● 0.02	1.0
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	●	1.0
しろうり	●	1.0
すいか	● 0.02	0.2
メロン類果実	●	0.2
まくわうり	●	0.2
その他のうり科野菜	●	1.0
ほうれんそう	● 0.05	1.0
たけのこ	●	1.0
オクラ	●	1.0
しょうが	●	1.0
未成熟えんどう	●	1.0
未成熟いんげん	●	1.0
えだまめ	●	1.0
マッシュルーム	●	1.0
しいたけ	●	1.0
その他のきのこ類	●	1.0
その他の野菜	●	1.0
みかん	● 0.1	0.2
なつみかんの果実全体	●	0.2
レモン	●	0.2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	●	0.2
グレープフルーツ	●	0.2
ライム	●	0.2
その他のかんきつ類果実	●	0.2
りんご	● 0.05	0.2
日本なし	●	0.2
西洋なし	●	0.2
マルメロ	●	0.2
びわ	●	0.2
もも	●	0.2
ネクタリン	●	0.2
あんず (アプリコットを含む。)	●	0.2
すもも (プルーンを含む。)	●	0.2
うめ	●	0.2
おうとう (チェリーを含む。)	●	0.2
いちご	●	0.2
ラズベリー	●	0.2

DCIP(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ブラックベリー	●	0.2
ブルーベリー	●	0.2
クランベリー	●	0.2
ハックルベリー	●	0.2
その他のベリー類果実	●	0.2
ぶどう	●	0.2
かき	●	0.2
バナナ	●	0.2
キウイ	●	0.2
パパイヤ	●	0.2
アボカド	●	0.2
パイナップル	●	0.2
グアバ	●	0.2
マンゴー	●	0.2
パッションフルーツ	●	0.2
なつめやし	●	0.2
その他の果実	0.2	0.2
ひまわりの種子	●	0.2
ごまの種子	●	0.2
べにばなの種子	●	0.2
綿実	●	0.2
なたね	●	0.2
その他のオイルシード	●	0.2
ぎんなん	●	0.2
くり	●	0.2
ペカン	●	0.2
アーモンド	●	0.2
くるみ	●	0.2
その他のナッツ類	●	0.2
茶	0.2	0.2
その他のスパイス	● 0.5	1
その他のハーブ	●	1

EPN(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	0.02	0.02
小麦	●	0.2
かんしょ	0.05	0.05
キャベツ	0.1	0.1
カリフラワー	0.02	0.02

EPN(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ブロッコリー	0.1	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	0.1	0.1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2
すいか	0.02	0.02
メロン類果実	●	0.02
しょうが	0.1	0.1
魚介類	0.3	0.3

スピネトラム(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	0.1	0.1
大豆	0.1	0.1
小豆類	0.1	0.1
えんどう	0.1	0.1
そら豆	0.1	0.1
その他の豆類	0.1	0.1
ばれいしょ	0.1	0.1
かんしょ	0.1	0.1
てんさい	0.1	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10
かぶ類の根	0.2	0.2
かぶ類の葉	3	3
クレソン	8	8
はくさい	1	1
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
ケール	5	5
こまつな	10	10
きょうな	10	10
チンゲンサイ	10	10
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	10	10
エンダイブ	8	8
しゅんぎく	8	8
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10	10
その他のきく科野菜	8	8
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	2	2

スピネトラム(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
にら	2	2
アスパラガス	0.3	0.3
その他のゆり科野菜	0.8	0.8
パセリ	8	8
セロリ	8	8
その他のせり科野菜	8	8
トマト	0.7	0.7
ピーマン	0.7	0.7
なす	0.2	0.2
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.3	0.3
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.3	0.3
しろうり	0.3	0.3
メロン類果実	0.1	0.1
その他のうり科野菜	0.3	0.3
ほうれんそう	10	10
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	1	1
えだまめ	0.5	0.5
その他の野菜	8	8
みかん	0.1	0.1
なつみかんの果実全体	0.3	0.3
レモン	0.7	0.7
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	0.7	0.7
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
マルメロ	0.2	0.2
もも	0.1	0.1
ネクタリン	0.5	0.5
あんず (アプリコットを含む。)	0.2	0.2
すもも (プルーンを含む。)	0.2	0.2
うめ	○ 0.7	
おうとう (チェリーを含む。)	0.5	0.5
いちご	2	2
ラズベリー	0.8	0.8
ブラックベリー	0.7	0.7
ブルーベリー	0.5	0.5
クランベリー	0.01	0.01
ハックルベリー	0.2	0.2
その他のベリー類果実	0.7	0.7

スピネトラム(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ぶどう	0.5	0.5
かき	0.3	0.3
バナナ	0.3	0.3
パパイヤ	0.3	0.3
アボカド	0.3	0.3
パイナップル	0.02	0.02
グアバ	0.3	0.3
マンゴー	0.3	0.3
パッションフルーツ	0.3	0.3
その他の果実	0.5	0.5
ぎんなん	0.01	0.01
くり	0.1	0.1
ペカン	0.1	0.1
アーモンド	0.1	0.1
くるみ	0.1	0.1
その他のナッツ類	0.1	0.1
茶	○ 70	40
その他のスパイス	3	3
その他のハーブ	8	8
牛の筋肉	○ 0.2	0.01
豚の筋肉	○ 0.2	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.2	0.01
牛の脂肪	0.2	0.2
豚の脂肪	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分	0.01	0.01
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01

スピネトラム(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01

トリホリン(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.1
小麦	●	0.1
大麦	●	0.1
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	●	0.1
そば	●	0.1
その他の穀類	●	0.1
大豆	●	0.05
小豆類	●	0.05
えんどう	●	0.05
そら豆	●	0.05
らっかせい	●	0.05
その他の豆類	●	0.05
ばれいしょ	●	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.05
かんしょ	●	0.05
やまいも(長いものをいう。)	●	0.05
こんにやくいも	●	0.05
その他のいも類	●	0.05
てんさい	●	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	●	2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	●	2
かぶ類の根	●	2
かぶ類の葉	●	2
西洋わさび	●	2
クレソン	●	2
はくさい	●	2
キャベツ	●	2
芽キャベツ	●	0.2
ケール	●	2
こまつな	●	2
きょうな	●	2
チンゲンサイ	●	2

トリホリン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
カリフラワー	●	2
ブロッコリー	●	2
その他のあぶらな科野菜	●	2
ごぼう	●	2
サルシフィー	●	2
アーティチョーク	●	2
チコリ	●	2
エンダイブ	●	2
しゅんぎく	●	2
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	2
その他のきく科野菜	● 0.5	2
たまねぎ	●	2
ねぎ(リーキを含む。)	○ 5	2
にんにく	●	2
にら	●	2
アスパラガス	●	2
わけぎ	●	2
その他のゆり科野菜	●	2
にんじん	●	2
パースニップ	●	2
パセリ	●	2
セロリ	●	2
みつば	●	2
その他のせり科野菜	●	2
トマト	2	2
ピーマン	○ 3	2
なす	● 1	2
その他のなす科野菜	●	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.5
しろうり	●	0.5
すいか	●	0.5
メロン類果実	● 0.02	0.5
まくわうり	●	0.5
その他のうり科野菜	●	0.5
ほうれんそう	●	2
たけのこ	●	2
オクラ	●	2
しょうが	●	2
未成熟えんどう	● 1	2
未成熟いんげん	●	1
えだまめ	●	2
マッシュルーム	●	2

トリホリン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
しいたけ	●	2
その他のきのこ類	●	2
その他の野菜	●	2
みかん	●	2
なつみかんの果実全体	●	2
レモン	●	2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	●	2
グレープフルーツ	●	2
ライム	●	2
その他のかんきつ類果実	●	2
りんご	●	2
日本なし	●	2
西洋なし	●	2
マルメロ	●	2
びわ	●	2
もも	● 1	2
ネクタリン	●	2
あんず (アプリコットを含む。)	●	2
すもも (プルーンを含む。)	●	2
うめ	●	2
おうとう (チェリーを含む。)	●	2
いちご	2	2
ラズベリー	●	2
ブラックベリー	●	2
ブルーベリー	● 0.03	1
クランベリー	●	2
ハックルベリー	● 0.03	1
その他のベリー類果実	●	1
ぶどう	●	2
かき	● 0.7	2
バナナ	●	2
キウイ	●	2
パパイヤ	●	2
アボカド	●	2
パイナップル	●	2
グアバ	●	2
マンゴー	●	2
パッションフルーツ	●	2
なつめやし	●	2
その他の果実	●	2
ひまわりの種子	●	2
ごまの種子	●	2
べにばなの種子	●	2

トリホリン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
綿実	●	2
なたね	●	2
その他のオイルシード	●	2
ぎんなん	●	2
くり	●	2
ペカン	●	2
アーモンド	●	2
くるみ	●	2
その他のナッツ類	●	2
茶	●	0.1
ホップ	●	30
その他のスパイス	●	2
その他のハーブ	●	2
牛の筋肉	● 0.01	0.05
豚の筋肉	● 0.01	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.01	0.05
牛の脂肪	● 0.01	0.05
豚の脂肪	● 0.01	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.01	0.05
牛の肝臓	● 0.01	0.05
豚の肝臓	● 0.01	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.01	0.05
牛の腎臓	● 0.01	0.05
豚の腎臓	● 0.01	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.01	0.05
牛の食用部分	● 0.01	0.05
豚の食用部分	● 0.01	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.01	0.05
乳	● 0.01	0.05
鶏の筋肉	●	0.05
その他の家きんの筋肉	●	0.05
鶏の脂肪	●	0.05
その他の家きんの脂肪	●	0.05
鶏の肝臓	●	0.05
その他の家きんの肝臓	●	0.05
鶏の腎臓	●	0.05
その他の家きんの腎臓	●	0.05
鶏の食用部分	●	0.05
その他の家きんの食用部分	●	0.05
鶏の卵	●	0.05
その他の家きんの卵	●	0.05

ピラクロストロビン(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.2	0.2
大麦	1	1
ライ麦	0.2	0.2
とうもろこし	0.02	0.02
その他の穀類	1	1
大豆	● 0.05	0.2
小豆類	0.5	0.5
えんどう	0.3	0.3
そら豆	○ 0.5	0.3
らっかせい	0.05	0.05
その他の豆類	0.3	0.3
ばれいしょ	0.02	0.02
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.04	0.04
かんしょ	0.04	0.04
やまいも (長いものをいう。)	0.04	0.04
その他のいも類	0.04	0.04
てんさい	0.2	0.2
さとうきび	0.1	0.1
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.5	0.5
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	●	20
かぶ類の根	0.4	0.4
かぶ類の葉	16	16
西洋わさび	0.4	0.4
クレソン	29	29
はくさい	3	3
キャベツ	0.2	0.2
芽キャベツ	0.3	0.3
ケール	1	1
きょうな	16	16
チンゲンサイ	●	5
カリフラワー	5	5
ブロッコリー	5	5
その他のあぶらな科野菜		16
その他のあぶらな科野菜 (たかなを除く。)	● 16	
ごぼう	0.4	0.4
サルシフィー	0.4	0.4
アーティチョーク	2	2
チコリ	● 16	29
エンダイブ	29	29
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	2
その他のきく科野菜	29	29
たまねぎ	2	2
ねぎ (リーキを含む。)	0.7	0.7

ピラクロストロビン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
にんにく	0.2	0.2
アスパラガス	○ 0.2	
その他のゆり科野菜	2	2
にんじん	0.5	0.5
パースニップ	0.4	0.4
パセリ	29	29
セロリ	29	29
その他のせり科野菜	29	29
トマト	0.5	0.5
ピーマン	1	1
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜	3	3
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5	0.5
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.5	0.5
しろうり	0.5	0.5
すいか	● 0.2	0.5
メロン類果実	● 0.05	0.2
まくわうり	●	0.5
その他のうり科野菜	0.5	0.5
しょうが	0.04	0.04
未成熟えんどう	○ 0.7	0.02
未成熟いんげん	0.5	0.5
えだまめ	0.5	0.5
その他の野菜		16
その他の野菜 (ずいき、もやし、れんこんを除く。)	● 16	
みかん	○ 0.03	0.02
なつみかんの果実全体	○ 2	1
レモン	2	2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実	2	2
りんご	1	1
日本なし	● 0.7	2
西洋なし	● 0.7	2
マルメロ	2	2
びわ	2	2
もも	0.02	0.02
ネクタリン	1	1
あんず (アプリコットを含む。)	2	2
すもも (プルーンを含む。)	0.8	0.8
うめ	2	2
おうとう (チェリーを含む。)	3	3

ピラクロストロビン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
いちご	2	2
ラズベリー	3	3
ブラックベリー	3	3
ブルーベリー	4	4
ハックルベリー	4	4
その他のベリー類果実	1	1
ぶどう	● 2	3
かき	0.7	0.7
バナナ	0.02	0.02
キウイ	○ 0.05	
パパイヤ	0.2	0.2
マンゴー	0.05	0.05
その他の果実	0.02	0.02
ひまわりの種子	0.5	0.5
ごまの種子	0.5	0.5
べにばなの種子	0.5	0.5
綿実	0.4	0.4
なたね	0.5	0.5
その他のオイルシード	0.5	0.5
ぎんなん	0.02	0.02
くり	0.04	0.04
ペカン	0.02	0.02
アーモンド	0.02	0.02
くるみ	0.04	0.04
その他のナッツ類	1	1
茶	○ 25	5
コーヒー豆	0.3	0.3
ホップ	15	15
その他のスパイス	● 5	29
その他のハーブ	29	29
牛の筋肉	0.5	0.5
豚の筋肉	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.5
牛の脂肪	0.5	0.5
豚の脂肪	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	0.5
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	0.05	0.05

ピラクロストロビン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.03	0.03
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	0.05	0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05
干しぶどう		5

ピリダリル(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	0.05	0.05
そば	○ 5	
大豆	0.2	0.2
小豆類	○ 0.2	
えんどう	○ 0.2	
そら豆	○ 0.2	
その他の豆類	○ 0.2	
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	5	5
かぶ類の根	0.5	0.5
かぶ類の葉	15	15
はくさい	1	1
キャベツ	0.2	0.2
ケール	15	15
こまつな	15	15
きょうな	25	25
チンゲンサイ	15	15
カリフラワー	0.3	0.3

ピリダリル(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	15	15
しゅんぎく	○ 25	
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	20	20
その他のきく科野菜	5	5
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ (リーキを含む。)	5	5
にら	○ 20	
アスパラガス	3	3
にんじん	0.3	0.3
セロリ	○ 15	
トマト	5	5
ピーマン	2	2
なす	1	1
その他のなす科野菜	5	5
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5	0.5
すいか	○ 0.05	
メロン類果実	0.05	0.05
その他のうり科野菜	○ 0.7	
ほうれんそう	○ 40	
オクラ	3	3
しょうが	○ 0.2	
未成熟えんどう	5	5
未成熟いんげん	3	3
えだまめ	5	5
その他の野菜	5	5
いちご	5	5
その他のハーブ	30	30
魚介類	0.2	0.2

ピリベンカルブ(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	○ 0.2	
小麦	○ 0.7	
大豆	0.7	0.7
小豆類	2	2
えんどう	2	2
そら豆	2	2
その他の豆類	2	2
はくさい	○ 10	

ピリベンカルブ(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
キャベツ	○ 2	0.5
ブロッコリー	○ 2	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20	20
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	○ 2	
にら	○ 10	
アスパラガス	○ 0.5	
にんじん	○ 0.7	
トマト	3	3
なす	2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1
すいか	○ 0.2	
メロン類果実	○ 0.1	
未成熟えんどう	○ 5	
未成熟いんげん	○ 2	
えだまめ	○ 2	
その他の野菜	○ 5	
みかん	0.3	0.3
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	5	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
りんご	2	2
日本なし	3	3
西洋なし	3	3
もも	0.5	0.5
ネクタリン	2	2
あんず(アプリコットを含む。)	○ 2	
すもも(プルーンを含む。)	○ 5	
うめ	○ 5	
おうとう(チェリーを含む。)	10	10
いちご	● 5	10
ぶどう	2	2
かき	○ 1	
キウイ	○ 0.2	
茶	40	40
その他のスパイス	20	20
魚介類	○ 0.04	

フィプロニル(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	0.01	0.01
小麦	0.002	0.002
大麦	0.002	0.002
ライ麦	0.002	0.002
とうもろこし	0.02	0.02
そば	○	0.002
その他の穀類	● 0.002	0.01
大豆	○	0.002
小豆類	○	0.002
えんどう	○	0.002
そら豆	○	0.002
らっかせい		0.01
その他の豆類	○	0.002
ばれいしょ	○ 0.02	0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	○	0.002
かんしょ	0.01	0.01
やまいも(長いものをいう。)	○	0.002
こんにやくいも	○	0.002
その他のいも類	○	0.002
てんさい	○ 0.2	0.01
さとうきび	0.01	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○	0.002
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○	0.002
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	●	0.1
西洋わさび	○	0.002
クレソン	●	0.1
はくさい	0.1	0.1
キャベツ	● 0.03	0.05
芽キャベツ	●	0.05
ケール	○	0.002
こまつな	○	0.002
きょうな	●	0.1
チンゲンサイ	0.05	0.05
カリフラワー	● 0.02	0.05
ブロッコリー	● 0.03	0.05
その他のあぶらな科野菜	● 0.02	0.05
ごぼう	○	0.002
サルシフィー	○	0.002
アーティチョーク	○	0.002
チコリ	○	0.002
エンダイブ	○	0.002
しゅんぎく	○	0.002

フィプロニル(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	○	0.002
その他のきく科野菜	●	0.1
たまねぎ	○	0.002
ねぎ (リーキを含む。)	○	0.002
にんにく	○	0.002
にら	●	0.1
アスパラガス	●	0.2
わけぎ	○	0.002
その他のゆり科野菜	●	0.1
にんじん	○	0.002
パースニップ	○	0.002
パセリ	●	0.1
セロリ	●	0.1
みつば	●	0.1
その他のせり科野菜	●	0.1
トマト	○	0.002
ピーマン	●	0.1
なす	○	0.002
その他のなす科野菜	●	0.1
きゅうり (ガーキンを含む。)	○	0.002
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	○	0.002
しろうり	○	0.002
すいか	○	0.002
メロン類果実	○	0.002
まくわうり	○	0.002
その他のうり科野菜	○	0.002
ほうれんそう	○	0.002
たけのこ	○	0.002
オクラ	○	0.002
しょうが		0.01
未成熟えんどう	○	0.002
未成熟いんげん	○	0.002
えだまめ	○	0.002
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	○	0.002
その他のきのこ類	○	0.002
その他の野菜	●	0.1
みかん		0.01
なつみかんの果実全体		0.01
レモン		0.01
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)		0.01
グレープフルーツ		0.01
ライム		0.01

フィプロニル(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のかんきつ類果実		0.01
りんご		0.01
日本なし		0.01
西洋なし		0.01
マルメロ		0.01
びわ		0.01
もも		0.01
ネクタリン		0.01
あんず(アプリコットを含む。)		0.01
すもも(プルーンを含む。)		0.01
うめ		0.01
おうとう(チェリーを含む。)		0.01
いちご		0.01
ラズベリー		0.01
ブラックベリー		0.01
ブルーベリー		0.01
クランベリー		0.01
ハuckleベリー		0.01
その他のベリー類果実		0.01
ぶどう		0.01
かき		0.01
バナナ	● 0.005	0.01
キウイ		0.01
パパイヤ		0.01
アボカド		0.01
パイナップル		0.01
グアバ		0.01
マンゴー		0.01
パッションフルーツ		0.01
その他の果実	●	0.1
ひまわりの種子	● 0.002	0.01
ごまの種子	○	0.002
べにばなの種子	○	0.002
綿実		0.01
なたね	0.01	0.01
その他のオイルシード	●	0.1
ぎんなん	○	0.002
くり	○	0.002
ペカン		0.01
アーモンド	○	0.002
くるみ	○	0.002
その他のナッツ類	○	0.002
茶	○	0.002

フィプロニル(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
コーヒー豆	○	0.002
カカオ豆		0.01
ホップ	○	0.002
その他のスパイス	●	0.1
その他のハーブ	●	0.1
牛の筋肉	○ 0.5	0.04
豚の筋肉	● 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.01	0.04
牛の脂肪	● 0.5	0.5
豚の脂肪	● 0.04	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.04	0.3
牛の肝臓	● 0.1	0.1
豚の肝臓	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.01	0.06
牛の腎臓	● 0.02	0.02
豚の腎臓	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.01	0.03
牛の食用部分	○ 0.1	0.03
豚の食用部分	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.01	0.03
乳	● 0.02	0.02
鶏の筋肉	● 0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	● 0.01	0.01
鶏の脂肪	● 0.02	0.04
その他の家きんの脂肪	● 0.02	0.04
鶏の肝臓	● 0.02	0.02
その他の家きんの肝臓	● 0.02	0.02
鶏の腎臓	● 0.02	0.02
その他の家きんの腎臓	● 0.02	0.02
鶏の食用部分	● 0.02	0.02
その他の家きんの食用部分	● 0.02	0.02
鶏の卵	● 0.02	0.02
その他の家きんの卵	● 0.02	0.02
はちみつ	●	0.05

フェンキナリオン(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	0.01	

ブプロフェジン(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	0.5	0.5
小麦	0.3	0.3
大豆	○ 0.02	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	13	13
その他のきく科野菜	3	3
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3	
にら	○ 1	
トマト	1	1
ピーマン	2	2
なす	1	1
その他のなす科野菜	10	10
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7	0.7
しろうり	0.7	0.7
すいか	● 0.1	0.5
メロン類果実	● 0.05	0.5
まくわうり	● 0.05	0.5
その他のうり科野菜	0.7	0.7
未成熟えんどう	0.02	0.02
みかん	0.3	0.3
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	3	3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2
グレープフルーツ	3	3
ライム	3	3
その他のかんきつ類果実	3	3
りんご	3	3
日本なし	6	6
西洋なし	6	6
マルメロ	4	4
びわ	● 0.3	4
もも	1	1
ネクタリン	9	9
あんず(アプリコットを含む。)	0.7	0.7
すもも(プルーンを含む。)	2	2
うめ	5	5
おうとう(チェリーを含む。)	5	5
いちご	3	3
ぶどう	1	1
かき	1	1
バナナ	0.3	0.3
キウイー	0.5	0.5
パパイヤ	0.9	0.9

ブプロフェジン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アボカド	0.3	0.3
グアバ	0.3	0.3
マンゴー	0.9	0.9
パッションフルーツ	2	2
その他の果実	5	5
綿実	0.4	0.4
くり	○ 0.05	0.02
ペカン	○ 0.05	
アーモンド	0.05	0.05
くるみ	○ 0.05	
その他のナッツ類	○ 0.05	
茶	30	30
その他のスパイス	5	5
その他のハーブ	3	3
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.1	0.1
豚の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.02	0.02
魚介類	0.2	0.2
とうがらし(乾燥させたもの)		10
干しぶどう		2

フルチアセットメチル(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	● 0.01	0.05
大豆	0.01	

メタアルデヒド(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	1	1
小麦	0.2	0.2
とうもろこし	0.2	0.2
はくさい	○ 0.5	
キャベツ	3	3
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	3	3
その他の野菜	○ 1	
みかん	0.2	0.2
なつみかんの果実全体	0.7	0.7
レモン	0.7	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	0.7	0.7
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
いちご	○ 0.7	0.1
なたね	0.2	0.2
その他のスパイス	0.7	0.7
魚介類	0.02	0.02

脚注

※○：平成30年2月28日適用(規制緩和の品目)

●：平成30年8月28日適用(規制強化の品目)

- ・ 残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。
- ・ 今回残留基準値を設定するトリホリンとは、農産物にあつてはトリホリンとし、畜産物にあつてはトリホリン及び酸性条件下で抱水クロラルに変換される代謝物の和とする。なお、改正前の残留の規制対象は、トリホリンのみとしている。今回の改正に当たり、農産物については残留の規制対象に変更はない。
- ・ 今回の改正から、ピラクロストロビンの残留基準値については、「その他のあぶらな科野菜」から「たかな」を除くこととし、「たかな」には、一律基準(0.01ppm)が適用される。
- ・ 今回の改正から、ピラクロストロビンの残留基準値については、「その他の野菜」から「ずいき」、「もやし」及び「れんこん」を除くこととし、「ずいき」、「もやし」及び「れんこん」には、一律基準(0.01ppm)が適用される。

- 「干しぶどう」に設定されているピラクロストロビンの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除としている。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 今回残留基準値を設定するピリベンカルブとは、農産物にあつてはピリベンカルブ及び代謝物B【メチル=[2-クロロ-5-(Z)-1-(6-メチル-2-ピリジルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバメート】をピリベンカルブに換算したものの和とし、魚介類にあつてはピリベンカルブとする。なお、改正前の残留の規制対象は、ピリベンカルブ及び代謝物Bをピリベンカルブに換算したものの和としている。今回の改正に当たり、農産物については残留の規制対象に変更はない。
- 今回残留基準値を設定するフィプロニルとは、農産物にあつてはフィプロニル、畜産物にあつてはフィプロニル及び代謝物B【(±)-5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ- α , α -トリフルオロ-p-トルイル)-4-トリフルオロメチルスルホニルピラゾール-3-カルボニトリル】をフィプロニルに換算したものの和とする。なお、改正前の残留の規制対象は、フィプロニルのみとしている。今回の改正に当たり、農産物については残留の規制対象に変更はない。
- 「とうがらし(乾燥させたもの)」に設定されているブプロフェジンの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除としている。なお、「とうがらし(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 「干しぶどう」に設定されているブプロフェジンの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除としている。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認する。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。